

戦争危険等免責に関する一部修正特約

- ① 当社は、この特約条項に従い、海外旅行傷害保険普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）第1項第8号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）ただし、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」
- ② 当社は、この保険契約に付帯された他の特約条項に、前項と同じ規定がある場合には、その規定についても前項と同様に読み替えて適用します。